

第 5149 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 1月22日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 解約返戻金のない定期保険の保険料

Q：法人が自己を契約者及び保険金受取人とし、役員又は従業員を被保険者とする定期保険に加入した場合、保険期間が長いと保険料が一時の損金にならないと聞きました。これは、解約返戻金がない定期保険も同じ取り扱いですか？

A：解約返戻金のない定期保険の保険料は、期間の経過に応じて損金の額に算入することができます。

【解説】

定期保険は、基本的に満期返戻金や配当金がないことから、その支払保険料は、原則として、資産計上せず、その支払時に支払保険料、福利厚生費又は給与として損金の額に算入することができることとされています。

ただし、定期保険であっても保険期間が非常に長期のものについては、保険期間の前半において支払う保険料の中に多額の前払保険料が含まれており、中途解約をしたような場合には、支払保険料の相当部分が戻ってくることから、長期平準定期保険として、損金算入に制限がかけられています。

お尋ねの保険は掛捨てで、中途解約した場合の解約返戻金もないということですから、保険料の支払時の損金算入による税効果を利用して、簿外資金を留保するといった、課税上の問題が生ずることもありませんので、たとえ保険期間が長期であったとしても、長期平準定期保険の取扱いを適用する必要はなく、支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入することが認められます。

